

公益財団法人全日本空手道連盟
「アスリート・指導者セカンドキャリア助成金」募集要項

2025年1月29日

1. 目的

本連盟は、空手道の健全な発達とその普及をはかり、もって国民の心身の錬成に寄与するため、「アスリート・指導者セカンドキャリア助成金」支援プログラムを設け、世界にはばたく優秀な人材の活動を支援し、日本の空手界に対するよりよい活動環境の形成に寄与する。

2. 支援プログラムについて

- ①空手道に関する調査・研究
(歴史・伝統・文化・技術・医科学・トレーニング法に関すること)
- ②語学留学等
(語学勉強の資金、英語の試験を受けるための資金など)
- ③国内外の大学院進学

3. 応募資格

全日本空手道連盟の会員であり、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者のうち、①～③の支援プログラムに関連する活動を行っているか、活動を計画している者。

- (1) 以下の全日本大会にて入賞の経験がある者
 - ・全日本空手道選手権大会(個人)：各種目1位～5位の8名
 - ・全日本空手道選手権大会(団体)：1位～3位の4チームに登録されていた者
 - ・全日本空手道体重別選手権大会：各階級1位～3位の4名
 - ・全日本空手道団体形選手権大会：1位～3位の4チームに登録されていた者
- (2) 全日本空手道連盟シニア・ジュニア強化選手、またはその経験がある者
- (3) 選手強化委員会、またはその経験がある者
- (4) 2年連続でこの助成金を受けていない者

<支援プログラム内容>

- ①空手道に関する調査・研究(1年間の支援)
 - a. 歴史・伝統・文化・技術・医科学・トレーニング法に関する調査・研究を行うことを希望する者
- ②留学ならびに語学向上のための支援(1年間の支援)
 - a. 該当の語学学校等での在学期間が1年未満であること

- b. 語学学校等の入学予定者またはこれを目指す者。
- ③国内外の大学院進学のための支援（1年間の支援）
 - a. 該当の大学院での在学期間が4年未満であること
 - b. 大学院への進学予定者またはこれを目指す者

4. 被給付者及び金額等

- (1) 1人につき、上限40万円を一括支給
- (2) 給付時期・方法
(2月まで：募集期間 3月：選考 4月：給付)
支払方法は選考通過者に対しメールにて通知する。

5. 奨学金の併用

他の奨学金との併用可

6. 応募方法

- (1) 「アスリート・指導者セカンドキャリア助成金」願書1
 - ①必要事項を記入すること。なお、氏名欄は自筆の署名とすること。
 - ②学校長または所属団体代表者の推薦を所定の場所に記入・捺印のこと
- (2) 「アスリート・指導者セカンドキャリア助成金」願書2(3枚綴り)
 - ①活動実績を記載した書類(願書2-1)
 - ②応募動機などを記載した書類(願書2-1)
 - ③応募する活動の意義や目的などを記載した書類(願書2-2)
 - ④自己アピールや題材に関するセールスポイントを記載した書類
(願書2-3)
 - ⑤事業の計画、及び所要金額の概算を示す資料(願書2-4)

※審査の評価に影響するため、なるべく詳細について記述のこと
- (3) その他選考について
 - ①(1)、(2)の書類により選考するほか、3月中に選考委員による面談を行い、助成対象者を選考する。
 - ②応募者が多数の場合、予め(1)、(2)の書類により一次選考を行い、一次選考を通過した者を対象に面談を行い、助成対象者を選考する。
 - ③面談方法は対象者に後日通知する。

<応募書類の締切り>

2025年2月27日（木） 17:00必着

（郵送の場合）〒135-8538 東京都江東区辰巳1-1-20

（公財）全日本空手道連盟 総務課 宛

※「アスリート・指導者セカンドキャリア助成願書在中」
と朱書きのこと

（Eメールの場合） h-umeda@jkf.jp 宛

※メールの件名を

「●●●●(氏名)アスリート・指導者セカンドキャリア助成願書」
とすること。

7. 活動報告

活動報告は所定の報告書を年度ごとに全日本空手道連盟に提出する

8. 通知の方法

- (1) ウェブサイトにて採用者を発表（3月～4月）
- (2) 採用者には別途採用通知を送付

9. その他

(1) 留意事項

- ①応募書類は返却しない
- ②支援プログラムの実施期間は、2025年4月以降に開始され、
2026年3月末までとする
- ③支援期間中の「状況報告書」の提出を指定する場合がある
- ④支援期間終了後の1ヶ月以内に活動報告書を提出する
- ⑤報告書類のフォーマットは本連盟ホームページに掲載します。
- ⑥以下のいずれかに該当する場合、助成金の全額もしくは一部を
返金していただきます。
 - ・刑法や当連盟倫理規程に違反するなど、社会的に認容されない行為
をした場合。
 - ・活動報告書が提出されなかった場合。
 - ・応募内容の活動を行わなかったことが認められた場合。
 - ・その他、不正な利用、不適切な行為が認められた場合。

<問い合わせ先>

公益財団法人全日本空手道連盟 総務課梅田宛 TEL.03-5534-1951